

指定施業要件について

保安林に指定されると、その森林が保安林としての働きを維持するために必要最低限守らなければならない森林の取扱方法が定められます。これを指定施業要件といいます。指定施業要件の主な基準について以下に紹介しましょう。

1 皆伐をする場合

- ◆保安林で皆伐をする場合は許可が必要です。
- ◆伐採方法が択伐または禁伐とされている保安林では皆伐できません。

皆伐する場合の基準

- 一定の区域ごとに1年間に伐採できる面積が決まっています(毎年4回公表されます)。
- 1カ所当たりの伐採面積の上限が保安林ごとに決まっています。
- 防風・防霧保安林では、20m幅以上の帯状の林帯を残さなければなりません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。

※標準伐期齢：各市町村の市町村森林整備計画に定められています。

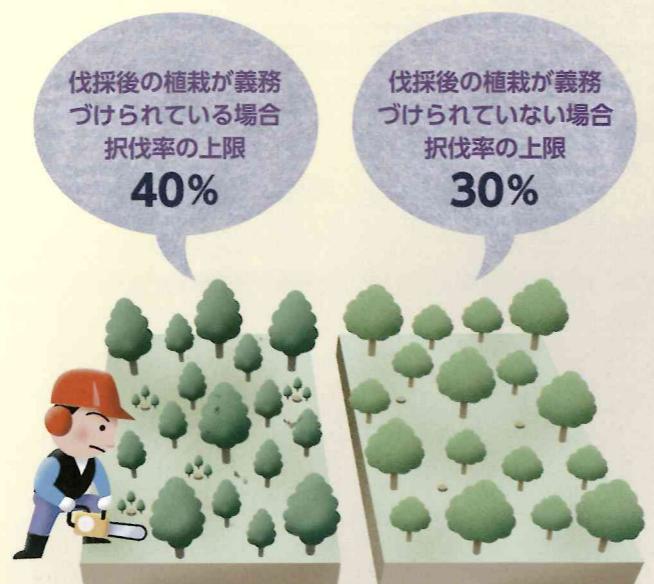


2 択伐(抜き伐り)をする場合

- ◆天然林の保安林で択伐をする場合は許可が、人工林の保安林で択伐をする場合は届出が必要です。
- ◆伐採方法が禁伐とされている保安林では択伐できません。

択伐する場合の基準

- 伐採後に植栽を行うことが義務づけられている場合、択伐率は40%(材積率)を上限として保安林ごとに決まっています(ただし、伐採後に標準伐期齢時点の蓄積の70%以上の森林蓄積が維持されること)。
- 伐採後の植栽が義務づけられていない場合、択伐率は30%を上限として保安林ごとに決まっています。
- ただし、前回の伐採後の成長量以上の伐採はできません。
- 標準伐期齢に満たない立木は伐採できません。



3 間伐をする場合

- ◆保安林で間伐をする場合は届出が必要です。
- ◆指定施業要件で間伐ができる旨の指定がされていない保安林では間伐できません。

間伐する場合の基準

- 間伐率は35%(材積率)を上限として保安林ごとに決まっています。
- ただし、原則としておおむね5年後に樹冠疎密度が80%以上に回復することが確実でない間伐率にすることはできません。
- 樹冠疎密度が80%に達していない森林では間伐できません。

※樹冠疎密度：樹木が地表を覆っている密度割合のこと。

4 伐採跡地への植栽

- ◆指定施業要件として伐採後の植栽が義務づけられている保安林では植栽しなければなりません。

伐採跡地への植栽の基準

- 満1年生以上の苗を、おおむね、成長量に応じて保安林ごとに定められている1ha当たりの本数以上均等に植栽しなければなりません(天然更新木などの占有する区域を除いた面積によって算出します)。
- 択伐後の植栽本数は上記の本数に択伐率を乗じた本数です。
- 植栽木には、保安機能の維持または強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種が指定されています(木材利用目的以外の樹種も指定されます)。
- 伐採した翌年度の初日から起算して2年以内に植栽しなくてはなりません。



※指定施業要件で皆伐をすることが可能とされている人工林で択伐を行う場合は、申請により伐採後5年を超えない範囲で植栽義務の猶予が認められる場合があります。